

「自治医科大学情報セキュリティポリシー」遵守に関する覚書（案）

学校法人自治医科大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間において契約を締結した令和８年度パソコン・プリンタ調達の遂行にあたり、「自治医科大学情報セキュリティポリシー」遵守に関し、次のとおり覚書を締結する。

乙は、甲の所有・管理する情報ネットワーク上の情報及び情報資産並びにハードウェア、ソフトウェア及びこれに関連する設備を利用する際には、甲の定める「自治医科大学情報セキュリティポリシー」を遵守するものとし、自治医科大学情報セキュリティ対策基準第21条第1項第2号に定める内容は次の各号とする。

- ①乙が学内の情報システムを一時的に使用する場合には、甲の了承を得た上で使用する。
- ②乙がリモートアクセスを行う場合は、甲の担当者を通して甲の情報センター長に学内LANリモートアクセス利用申請書を提出し、承認を得る。
- ③乙がネットワークに乙のクライアント機器を接続する場合は、甲の担当者を通して甲の情報センター長に学内LAN接続申請書を提出し、承認を得てから接続する。なお、利用期間が終了した場合は、甲の担当者を通して甲の情報センター長に電子メール等利用終了届を届け出する。
- ④乙は乙のクライアント機器の盗難防止の措置を講ずる。
- ⑤乙は「自治医科大学情報システム運用基本規程」に規定される情報を入手し、乙が所有するクライアント機器に当該情報を入れ学外へ持ち出す場合は、甲の担当者を通して甲のセキュリティ管理者に機密情報持ち出し許可申請書を提出し、承認を得た上で持ち出すとともに必要に応じて秘匿化や改ざん防止措置を講ずる。
- ⑥乙は乙の各種情報機器のソフトウェアのセキュリティ・ホールをなくすため、最新の必要な修正プログラムを適用する。
- ⑦乙は乙のクライアント機器にウィルス定義ファイルが定期的に自動更新されるアンチ・ウィルス・ソフトウェアを導入し、常駐設定することによりウィルス対策を行う。
- ⑧甲は乙が「自治医科大学情報セキュリティポリシー」を遵守しなかった場合、乙に対して改善を指示し、その後も改善が見られなかった場合は利用を停止させる。
- ⑨乙は、自己又は乙の従業員の責に帰すべき事由により甲に損害を及ぼした場合には、甲の損害を賠償するものとする。

以上を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

令和 年 月 日

(甲)

栃木県下野市薬師寺 3 3 1 1 - 1

学校法人 自治医科大学

理事長 安田 充

(乙)

